

介護人材確保・職場環境改善等補助金に係る留意事項

1 介護職員等処遇改善加算が未取得の事業所について

当該加算が未取得の事業所であっても、令和7年4月から加算を取得するものとして、期日までに必要な届出を所管庁（振興局若しくは市町村）に提出し、加算取得が認められる場合は、補助対象事業所となる場合がありますので、加算未取得であって本補助の活用をお考えの場合は、必要な届出等について、所管庁（振興局・市町村）へご確認をお願いします。

2 補助金の対象外となるサービス種別等について

介護職員等処遇改善加算の対象外となっている次の介護サービス種別は、本補助金の対象外となります。

- ・（介護予防）訪問看護
- ・（介護予防）訪問リハビリテーション
- ・（介護予防）福祉用具貸与
- ・特定（介護予防）福祉用具販売
- ・（介護予防）居宅療養管理指導
- ・居宅介護支援
- ・介護予防支援

3 補助金の対象外となる場合について

- （1）令和7年4月以降に開設する新規事業所は対象となりません。
- （2）本補助金の目的が、介護職員の確保・定着や介護サービスの質の向上につながるものであることから、休廃止を予定している場合は、対象外とします。

4 補助金の使途について

本補助金は、次の①又は②に充ててください。

①職場環境改善等の経費

- ・介護助手等を募集するための経費（一般の介護職員募集の経費を除く）
- ・職場環境改善等（例：処遇改善加算の職場環境等要件の更なる実施）のための様々な取組を実施するための研修費等の経費

注）「介護ロボット導入支援事業費補助金」の対象経費に充当することはできません。

②介護職員等の人件費

※ 全てを①又は②のどちらかに充てることも、①及び②を組み合わせて実施することも可能です。

②人件費については、一時金や臨時の手当として充てることを想定しています。

①及び②以外の使途は認められておりません。

また、上記使途による支出額が補助金額を下回ることは認めません。

5 補助金の交付額について

本補助金は、原則、令和6年12月分の介護総報酬にサービス種別ごとに定められている交付率を乗じて算出します。

なお、事業者の判断によって、令和7年1月～3月のうちの任意の月の介護総報酬を指定することもできます。

ただし、介護総報酬に過誤調整や再請求等がある場合、道国保連が4月10日までに受理したものに限り補助金額に反映されることとなります。

【参考】令和6年度 介護人材確保・職場環境改善等事業 実施要綱（R7.2.7 厚生労働省老健局長通知）

4 対象事業所及び対象者

（1）対象事業所【一抜粋】

基準月は、原則として、令和6年12月とする。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象とすることができる。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和7年3月末日までに生じ、令和7年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。